

災害時における災害救助犬の出動に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）は、災害時における災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、新潟県内において地震、風水害等の大規模災害が発生した場合に、甲の行政区域内で市町村等が行う被災者の捜索活動を円滑に実施するため、乙がボランティア活動として災害救助犬の出動を行う際の甲との連携に関し必要な事項を定めるものとする。

（出動要請）

第2条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。
2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第3条 乙は、前条第1項の出動要請に協力し、できる限り速やかに災害救助犬を出動させるよう努めるものとする。
2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

（捜索活動の実施）

第4条 乙の出動部隊の構成員は、出動した災害現場においては、甲の指定する現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 前条の規定に基づき乙が出動させた部隊が実施した捜索活動等に要する経費は、乙が負担するものとする。

（訓練への協力）

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に実施されるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、その氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ文書により相手方に通知するものとする。
2 前項の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（協議）

第8条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、令和7年3月25日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月25日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事 花角 英世

乙 東京都千代田区神田須田町1丁目5番地
一般社団法人ジャパンケネルクラブ
理事長 森崎 隆弘